

『 意 見 書 』(2)

愛知県春日井市/横浜市青葉区青葉台
アマチュア無線局呼出符号 JA2ANX
原告 稲垣 直樹 ㊞

「選挙人有資格者判定システム」手法についての考察

本編は、選挙を支える選挙人名簿作成に係わる事務システムのあり方を、①データ収集法が適切であったか、②選挙日が定まった日数内で要求するシステム提供が可能かどうかの 2 視点から考察する。

その中で、選挙台帳の要である事務システムがどのような形であれば適正な選挙人名簿の作成が可能であるかの「正員の免許期限切れチェックシステム」を提起する。

本編 2 つの命題からの結論は、選挙人有資格者を判定する選挙人台帳の調製する作業工程で、最も簡易で基本的な「AND 回路」※⁶頁のシステム・デザイン形成を怠ったものである事が明白となった。

命題 I 選挙人名簿作成の「事務処理システム」は難しい作業であるか？

当システムの目的（選挙用事務システムの要求定義）は、JARL¹が定める会員台帳から選挙人資格に合致する選挙人名簿を作成することであり、正当なる選挙の基礎となる正当な選挙人名簿の作成にある。そこでその要件を、I. 資格条件、II. 原データの収集問題、III. 機械的処理の方法、の 3 点から本件選挙準備作業の仕組みと選挙人データの判定技法やデータ品質そのものを論究する。

I. JARL の定款、規則、選挙規定では、会員の種類と選挙資格及び会員台帳への登録・変更に関してつぎのように定めている。

会員の種別としては、次の 6 種類と定めている²。

(1) 正員、(2) 社団会員、(3) 家族会員、(4) 准員、(5) 名誉会員、(6) 賛助会員

選挙人の定義は JARL 定款・規定に会員の資格別に定められており、選挙人資格は次の 5 条件である。

条件①「正員は、電波法に規定するアマチュア局の免許を有する者」³。

条件②「正員であってアマチュア局の免許を失った者は准員とする」⁴。

条件③「准員であって正員の資格を取得した者は、書面による申出によって正員となる」⁵。

条件④「会費を 2 ヶ月以上滞納した者は、退会したものとみなす」⁶。

条件⑤「選挙権は、選挙告示のあった翌月 7 日現在の会員台帳に登録され、かつ、会費を納入している正員である者が有し、呼出符号を 2 以上登録している場合であっても 1 人 1 個とする」⁷。

¹ 一般社団法人 日本アマチュア無線連盟（以下 JARL と略称する）：社団法人日本アマチュア無線連盟（以下旧 JARL）は平成 23 年 11 月 1 日一般社団法人に移行した。

² 甲第 1 号証 JARL 定款 第 6 条

³ 甲第 1 号証 JARL 定款 第 7 条（会員の資格）(1) 正員

⁴ 甲第 1 号証 JARL 定款 第 10 条（准員の取扱い）

⁵ 甲第 1 号証 JARL 定款 第 10 条第 2 項

⁶ 甲第 1 号証 JARL 定款 第 12 条第 2 項

⁷ 甲第 2 号証 JARL 規則 第 21 条（選挙権）

と規定されている。

よって選挙はこの5条件を満たす選挙人名簿の作成が求められているのである。

会員の入会手続き事項としては

条件⑥入会申込書には、次に掲げる事項を記載するものとしている⁸。

- (1) 氏名、(2) 生年月日、(3) 住所、(4) 電話番号、(5) E-mail アドレス
- (6) 会員の種別、(7) 会費の納入期間、(8) 入会年月日（登録年月日とする。）
- (9) アマチュア局の呼出符号、(10) アマチュア局の免許の有効期間

また会員は、会員台帳に登録されている氏名、住所、呼出符号等に変更を生じた場合には、別に定める様式により、速やかに連盟に届出なければならない⁹とされている。

いわば、会員からの「届出方式」を採っていることが分かる。

また、条件③と条件④は、JARLとして運営上の看做し規定である。

よって本件問題は、条件①と条件②、条件⑤の選挙告示後翌月7日現在の『会員台帳』にある『正員』かどうかの判定方法に依拠する事になる。

II. 届出方式の原データ収集問題

まず、『会員台帳』¹⁰に記載されたデータと『正員』の条件判定のためのデータ生成を考察する。

JARLは条件⑥に記載の会員からの自己申告制度といえる届出方式を採用している。

本人による届出方式の概要は

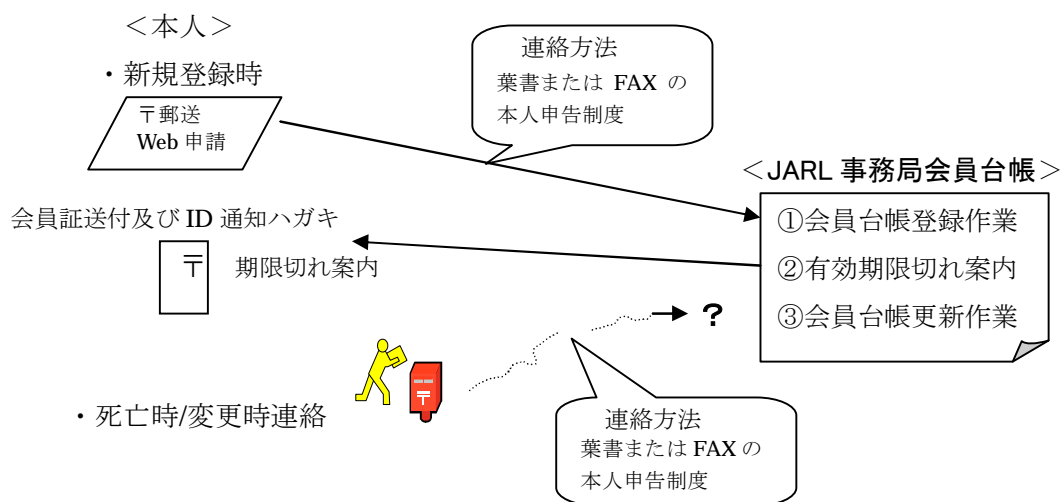


図1: JARLの本人届出方式の概説

この届出方式の有効性は本人生存中の場合は高い。それは本人が趣味を継続したい意思であり、その意思表示行動に従ったのである。そして旧 JARL 時代の会員管理は、なにかんづく5つの条件を満たし、

⁸ 甲第2号証 JARL 規則 第7条2項（入会手続き）

⁹ 甲第2号証 JARL 規則第9条（氏名、住所等の変更）

¹⁰ 以下本件では会員名簿と称することがある。また選挙人名簿は会員台帳から正しく抽出された、また抽出・削除する調製過程での台帳を指す。

有効なる選挙人選定作業はうまく実施してきたと思われて来た。しかし、それは会員自身による自己益があったからである。初級クラスの新設で若年層が多くなり会員数が 20 万人規模になると、本人による届出制は、不承知ミス、忘れや転記ミス¹¹また入力時の読み違い等その検証作業が会員証返送で確認するものの訂正と検証の繰り返しをしなければデータ精度は上らないものであった。それは『会員名簿』や QSL カード搬送サービスが年会費払いであり自分の趣味を継続したければ自分で会費を払い「正員」でのサービスを享受する人為的な自己動機に基づいている。

一方、条件⑥の(10)アマチュア局の免許有効期間は 5 年であり、免許期間到来（いわば免許期限切れ）者は、個人意思で再免許申請をして許可されるので事後 JARL に届出する認識は低い。

特に終身会費を支払った会員¹²は、死亡まで会費を支払うチャンスもないので免許切れで免許が失効となっても「私は免許が失効しましたので貴会員名簿から削除されたい」の意思表示は個人行動の高いプレッシャーとなる。

また、しばらくは様子見を決め込む人やアマ無線から興味を落とした人達などの消極的会員が届出方式のレスポンスを下げる。それが会員台帳のメンテナンス劣化を起こして潜在的なデータ品質低下の要因となっている¹³。

そして、平成 10 年正員である会費前納者数は約 2.5 万人平成 14 年受付停止まで、その前納者は以降何の自己申告を取らなくても JARL サービスは自動的に享受できた状態¹⁴になった。よって、この届出方式は、終身会費制度の自己申告に依存した制度であり形骸化した。正員中の無選挙権者の比率誤差が益々大きくなり実効性¹⁵のうえからも本件選挙で齟齬が顕在化したのである。

このことから本件は、会員台帳から正員として選挙人抽出されたデータを使いその精緻さは著しく低下したものと判断できる¹⁶。

JARL 会員数は、会費入出金管理に直結し組織運営の台所であり財務的にも重要であり JARL が『会員台帳』上の会費期限は自らの努力(意図される事務執行で)会員継続行為は向上できる。が、一方の『正員』判定のデータである条件①と②(いわゆる免許切れ)は個人届出の行動に依拠しており、会員台帳に曖昧さを内在したままの状態であった。選挙人名簿調製のデータの品質は相当なる劣化状態であった。

会員台帳データの劣化が進んだのは、選挙人である原データの疎漏、誤載に帰するものでなく、選挙人台帳の調製に関する基本的な事であり重大なる過失である。

11 情報を変換する過程で、読み→書き→読み→の文字を誤入力する例：0 と O、U と V、1 と 7、7 と 9 等

12 旧社団法人日本アマチュア無線連盟で会費一括支払者を「終身会員」として正員扱いを行っていた。新たに移行した一般社団法人では終身会員を准員扱いとした。よって JARL のサービスは受けるが選挙権は無くなった。(会費前納者とも称している)

13 参照：本意見書 10 頁 別添資料 別表 1：正員の条件とデータの質

14 甲意見書 1 号証 『会費前納者数と会費収入経緯表』平成 24 年 3 月

15 『JARLNews』会報 Vol.1010 から Vol.1019 の 2 年間で死亡届出は、わずか 132 名の記載しかない。転居先不明の会報停止先案内も 141 局しか掲載されていない。このように JARL 会員台帳の正員数と会員からの届出方式では乖離が拡大した。そして正員数×会費の収入と実会費収入差が拡大し財務的に困窮度が露呈した。別添資料(2)別図 2 参照。及び甲意見書 1 号証(会費前納者数)累計額(千円)の項

16 甲第 6 号証：正員数、准員数の推移。異常な急増と急減現象は JARL が内部処理で資格の変更を行ったものである。

Ⅲ. 機械的処理の方法について

そこで『正員』資格である条件①の「免許を有する個人」に注視して、届出制度に依存しない代替方法があるかないかの検討を行う。

現在では、免許を有する人は情報公開制度に基づく『総務省電波利用ホームページ』¹⁷から、誰でも簡単にアマチュア無線局情報入手が可能である¹⁸。アマチュア無線局にあつては、約 436,000 局が 2 週間毎に Web 更新されているので最新の免許状況が把握可能である。

前述「総務省データ」を使えば、総務省が認可している有効局であるので（免許切れはすぐに分かる）、会員台帳（入金状況から条件⑤の会費納入状況は把握できている）と照合すれば簡単に峻別できる。

但し、全国アマチュア無線局約 43.6 万局、JARL 会員約 7 万人の規模での非対称照合（ここでは機械的検索の照合であるので「突合」と称す）作業は手作業では困難を極めるので、機械化システム処理が望ましくそれはパソコンで可能である。そのシステムは、パソコンソフトの Excel を使えば容易に簡単に構築できるのである。

図 2 ように、期限切れ判断作業は会員台帳と突合すれば数分で（照合確認等手作業を加味しても数日で可能となる）一般事務職員ならば慣れている汎用ソフトウェアの Excel の VLOOK 関数¹⁹を使えば容易にプログラムでき、且つ突合作業は自動的に数秒の瞬間に終わるのである。

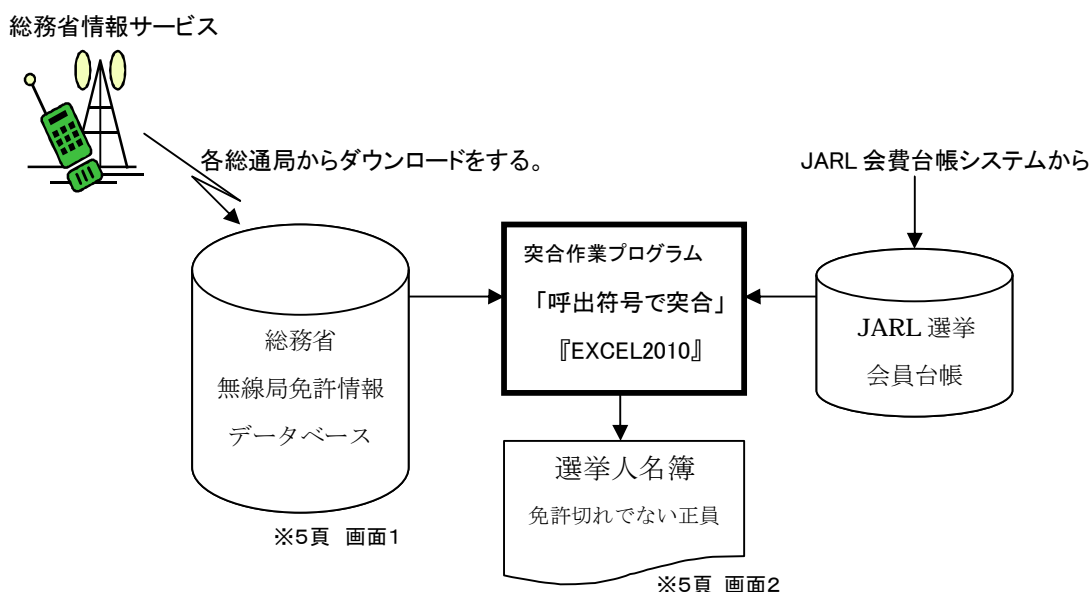


図2: 総務省データ利用した「突合システム」の機能説明図

このシステムは、作業目的のため同一人の属性（この場合免許切れ情報を総務省データベースから、そして会員会費期限情報を JARL 会員台帳から、双方がユニークで国際的に唯一無二の「呼出符号」（マスターキーと称す）で突合させれば目的は容易に達せられるのである。

¹⁷ 「総務省電波利用サービス：無線局等情報検索」 <http://www.tele.soumu.go.jp/musen/SearchServlet?pageID=1>

¹⁸ 平成 15 年(2003 年)3 月 17 日から開始された。

¹⁹ VLOOKUP 関数；Excel ソフトにある指令の一種、別ブックにある表から検索値(呼出符号)を基に該当する値を抽出する機能。

総務省からのデータ収集画面

画面1 ↓ (画面は選挙告示日で試算)

呼出符号	住所	免許	#	開票型に遷換	5年後 免許切日	選挙人確定日(告示日シミュレーション)			
						2013/2/7	2013/3/7	2013/4/7	
JA2AC	愛知県名古屋市	平21.3.9	1	H21.3.9	2014/3/9	395	367	336	
JA2AE	愛知県名古屋市	平23.1.20	1	H23.1.20	2016/1/20	1077	1049	1018	
JA2AH	三重県津市	平23.8.7	2	H23.8.7	2016/8/7	1277	1249	1218	
JA2AH	三重県津市	平21.1.21	1	H21.1.21	2014/1/21	348	320	289	
JA2AI	愛知県名古屋市	平19.2.5	1	H19.2.5	2012/2/5	#NUM!	#NUM!	#NUM!	免許切れ
JA2AN	愛知県名古屋市	平22.5.15	2	H22.5.15	2015/5/15	827	799	768	
JA2AN	愛知県名古屋市	平20.12.20	1	H20.12.20	2013/12/20	316	288	257	
JA2AO	愛知県名古屋市	平20.12.13	1	H20.12.13	2013/12/13	309	281	250	
JA2AO	愛知県名古屋市	平20.6.16	2	H20.6.16	2013/6/16	129	101	70	
JA2AQ	愛知県春日井市	平21.8.15	2	H21.8.15	2014/8/15	554	526	495	
JA2AQ	愛知県春日井市	平21.7.9	1	H21.7.9	2014/7/9	517	489	458	
JA2BL	愛知県名古屋市	平22.5.15	2	H22.5.15	2015/5/15	827	799	768	
JA2BL	愛知県名古屋市	平20.8.14	1	H20.8.14	2013/8/14	188	160	129	
JA2BS	愛知県名古屋市	平23.6.22	2	H23.6.22	2016/6/22	1231	1203	1172	
JA2BS	愛知県名古屋市	平21.3.25	1	H21.3.25	2014/3/25	411	383	352	
JA2BV	三重県津市	平20.5.14	2	H20.5.14	2013/5/14	96	68	37	
JA2BV	三重県津市	平20.3.30	1	H20.3.30	2013/3/30	51	23	#NUM!	継続事務送達者CK
JA2BY	静岡県静岡市	平23.12.14	1	H23.12.14	2016/12/14	1406	1378	1347	
JA2CA	愛知県犬山市	平22.9.20	1	H22.9.20	2015/9/20	955	927	896	
JA2CG	愛知県小牧市	平23.1.20	2	H23.1.20	2016/1/20	1077	1049	1018	
JA2CG	愛知県小牧市	平21.12.27	1	H21.12.27	2014/12/27	688	660	629	
JA2CI	愛知県名古屋市	平22.12.18	1	H22.12.18	2015/12/18	1044	1016	985	
JA2CO	愛知県名古屋市	平22.11.18	1	H22.11.18	2015/11/18	1014	986	955	

この画面にある「選挙人確定日」欄（黄色部分中段）に、希望の日付(2013/3/7 等)を入力すれば本人の免許切れ年月までの残月日数が自動計算される。

一方のJARL正員の会費データは委託センターからCSV形式で事務局パソコンに取込めばすばよい。そして、

総務省データと会員データの突合作業結果は

画面2 ↓ (呼出符号と選挙告示日を入力)

呼出符号	Name	JARLCode	免許TH 郵送1	免許有効期限 from 総務省マスタ	免許有効期限(値) from 総務省マスタ	局免有無	会費期限	2013/3/7	選挙権有無 判定	局免判定 work表示	事務処理 下宛名発送
JA2AC				2014/3/9	2014/3/9	367	2013/4/29	54	○	367	
ja2bl				2015/5/15	2015/5/15	799	2013/3/7	1	○	799	
ja2CG				2016/1/20	2016/1/20	1049	2013/4/1	26	○	1049	
JA2AAM				2014/5/25	2014/5/25	444			×	444	
JA2AAU				2013/12/1	2013/12/1	269			×	269	
JA2ADH				2014/12/19	2014/12/19	652	2013/5/5	60	○	652	
ja2aey				2014/3/5	2014/3/5	363	2013/6/6	92	○	363	
JA2AEV				2014/8/30	2014/8/30	541	2013/12/31	300	○	541	
JA2ANX	稲垣直樹	545508	愛知横浜市音楽区	2012/1/15	2012/1/15	#NUM!	2013/12/31	300	#NUM!		
JA2HDE	木村時政		JARL理事	2014/3/5	2014/3/5	363	2013/3/15	9	○	363	
JA2XAN	Sheet→JA2個人局 Call-sign Assedings B			2015/6/25	2015/6/25	840	2012/12/30	#NUM!	#NUM!	840	
JA2XLV				2016/5/9	2016/5/9	1159	2013/1/1	#NUM!	#NUM!	1159	
JA2XQR				2016/6/5	2016/6/5	1186	2013/12/2	271	○	1186	
JA2XXJ				2015/1/8	2015/1/8	672	2013/3/3	#NUM!	#NUM!	672	
JA2XXM				2014/5/14	2014/5/14	433	2013/4/1	26	○	433	
JA2XYA				2013/10/17	2013/10/17	224	2013/10/30	238	○	224	
JA2XYG				2012/3/15	2012/3/15	#NUM!	2013/3/15	9	#NUM!		
JA2XYQ				2016/1/12	2016/1/12	1041	2013/1/30	#NUM!	#NUM!	1041	
JA2XZK				2015/8/1	2015/8/1	877	2013/4/10	35	○	877	
JA2XZN				2012/10/15	2012/10/15	#NUM!	2013/4/20	45	#NUM!		
JA2XZZ	Sheet→JA2個人局 lasted Call-sign			2013/11/7	2013/11/7	245	2013/4/30	55	○	245	
ja2xyg	以下表示方法の各種			2012/3/15	2012/3/15	-356	2013/2/25	-9	免許期限切れ		
ja2xzn				2012/10/15	2012/10/15	-143	2013/4/20	45	免許期限切れ		
ja2xyg				2013/11/7	2013/11/7	245	2013/4/30	55			

画面2の呼出符号 JA2AC 局は、免許切れまで 367 日間の余裕があり、今回告示に相当する 2013/3/7 の会費切れまでは 54 日ある事が表示され、正員(免許が有効な者)で且つ正員(会員支払っている)条件を満足するので、選挙権有無が選挙権有と自動的に判断され表示される。

同様に JA2XYG 局は、会費納入が残り 9 日あるが免許切れで無資格者、反対に JA2XYQ 局は免許は有効期間内であるが会費の納入がされていなく JARL の正員でない事が表示から判明する。また期限切れ月数を-(マイナス)表示や、選挙権有無の判定を「○、免許期限切れ」等の表示もできる。

この様に、総務省側の呼出符号と会員台帳の呼出符号で突合しそれぞれの残月日数から選挙人適格者が抽出できるのである。

この呼出符号は、総務省から認可された世界で一つしかない符号であるので、このような突合作業時のマスターキーとして有効である。氏名(同姓同名がある)や住所(省略や勘違い表記)また郵便番号(合併等による個人宅保存の〒番号からの変更)等から相互検証チェック体制でデータを精製してゆく第2次属性マスターとして行けば、ますます会員台帳の品質は向上する。

それは、突合システムの設計与件として図2の様な社会的インフラを利用して、自機械化システムの合理的なシステムデザインに持ってゆくのは常道でもある。

このような実証モデルをシステム構成とすれば、選挙日が定まった日数内で要求する準備が可能となる。これはデータの信頼性・システムの容易性・告示から準備までの期限短縮およびインターネット回線利用とパソコンシステムによる経済性のいずれの面からも図2の突合方法が合理的方法であることを言明する。

<補足>「AND 回路」

基本的な判断行動である AND、OR、NOT の論理的動きを制御する。複雑に見える人間行動や業務システムもコンピュータの基本的 0 と 1 で動作する回路と 0 と 1 で分岐するプログラムの重ね合わせで構成されている。

この業務処理もプログラムによって制御される、プログラムの IF 構文は、「～が□ならば・・・する、さもなくば***」の～が 1 条件（正か偽）で分岐する。AND、OR、NOT は 2 つの条件が、共に正、片方のみ正、また双方とも偽の 2 要素で目的への分岐がなされる。

IF 構文では「～が□で 且つ ～が△ならば・・・する。さもなくば***」と、IF 構文に 2 つの論理部を組込む。

複数の論理回路が組み合わされて業務プログラムとなる。複雑な金融機関プログラムや物流・製造の ERP システムは数百万から数千万のステップとなり、これが複雑性を増している。

プログラムは、「システム・デザイン」によりその目的、大きさや複雑性、業務の共通性、また法律や規制の制約条件等仕事の流れによって、家の建築設計と同様のシステム設計(デザイン)の結果、イメージする図が変わる。

本件は、この最も基本的で簡単な「正員は会費払っている人、AND、正員は免許切れになっていない人」の 2 つで選挙権有資格の条件を満たすことである。

命題Ⅱ 選挙人名簿システムを構築し運営する上で留意点はどこにあるか？

4頁図2の「突合システム」は、事務処理が早く、正確性を確保する上でも合理的なシステムとの証明ができた。それは総務省公開データを使うところにあった。しかし、なぜこのような簡単と思われる事の体制整備を行わず、本件約 4,700 人も選挙無資格者の選挙投票用紙を混入させたかの背景要因も考察しておく必要がある。

何故ならば、組織に取返し効かない損失や毀損を与えてしまう事にある。

本件の財務的背景には、収入と支出差額(赤字部分)を終身会費積立てからの取崩しで運営されてきた財務体質がある。その資産枯渇現象が誰の目にも認識されるようになってきていた²⁰。が、なすすべもなく理事役員、事務当局は漫然と時を過ごしてきたことが次からも分かる。また、実態と組織運営に大きな齟齬を生じていたので、原告等は再三に渡り理事役員に質問や注意を喚起してきた²¹。

本件選挙に係わる主要行事は

- ① 平成 23 年 3 月 総務省からの第 1 回データ入手²²とされる。
- ② 平成 23 年 11 月 1 日 一般社団法人移行登記。同時に日野岳専務移行役職就任。
- ③ 平成 24 年 2 月 6 日「選挙告示」
- ④ 平成 24 年 3 月末日現在 准員数 3,378 名(平成 24 年度事業報告)。
- ⑤ 平成 24 年 4 月 21 日「選挙結果告示」
- ⑥ 平成 24 年 6 月 24 日第 1 回定時社員総会にて専務理事(業務執行理事)日野岳充選定、就任。
- ⑦ 平成 24 年 8 月 総務省からの第 2 回データ入手²³
- ⑧ 平成 24 年 10 月 31 日 局免許が確認できない正員調査用 4,786 件の葉書発送。
- ⑨ 平成 25 年 2 月 4 日現在で⑧の途中経過公表²⁴
- ⑩ 平成 25 年 3 月 7 日現在 准員数 6,899 名と報告²⁵
- ⑪ 平成 25 年 5 月 7 日現在 准員数 7,315 名と報告²⁶

上記④から⑩⑪へ短期間で異常な増加現象がみられる。過去 6 年間傾向と全く異なる。

そして、⑩の会員数増減グラフの但し書に「※正員及び社団会員局免切れによる准員移行(平成 25 年 3・4 月)」²⁷とある。

そして本件選挙が終わり会員の中から異議の声が大きくなり、原告等 1,380 名が平成 24 年 9 月 25 日には再選挙を求める『要望書並びに署名簿』が事務局に提出された。第 8 回理事会で本件の再選挙の検討を決めた²⁸にも係わらず、次回第 9 回理事会平成 24 年 11 月 24 日では地方本部長の空席措置問題と関連性があり一括審議の必要があるとされ提議され、その 37 条改定議決を優先した。

²⁰ 本意見書 11 頁 別添資料(1) ; 別図 2 参照

²¹ 本意見書 12 頁 別添資料(2) ; 総会における選挙疑義についての質疑応答編

²² 甲第 3 号証「局免許が確認できない正員等の調査について」平成 24 年 10 月 29 日付 専務理事名通知書(1)

²³ 甲第 3 号証「局免許が確認できない正員等の調査について」平成 24 年 10 月 29 日付 専務理事名通知書(1)

²⁴ 甲意見書 2 号証 平成 25 年 2 月 23 日、24 日 第 10 回理事会業務報告「資料 3」(但し有効回答数 991 件:20.7%)

²⁵ 甲意見書 3 号証 第 11 回理事会『24 年度事業報告書』平成 25 年 5 月 18 日付 7 頁 会員の状況

²⁶ 甲意見書 4 号証 第 11 回理事会業務報告(追加)、○会員数について。

²⁷ 甲 6 号証 第 11 回理事会業務報告(追加)会員数増減グラフ:正員・社団会員が 59,267 名に激減、准員が 7315 名に急増。

²⁸ 甲意見書 5 号証 第 8 回理事会 4 頁【第 2 の論点】再選挙を実施の方向で検討する挙手で賛成 7 人、反対 4 人を決めた。

しかし、道具としてそれを使うすべを知らない JARL 理事達は、見て見振りし課題を先送りさせた。会長や専務理事の要職者そして財務改革 WG（座長 JA3HXJ 長谷川了彦）は、機械化システムの抜本的改革（事務の BPR: ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）も行わず、外部諮問機関等の利用もせず理事役員は漠然と時を過ごし³⁰、図 3 の中核部分「会員マスター」の再編成に踏み込まないで来た。

JARL 会員システムは、運営面からも遅延に成りやすい 3 つの脆弱性を持っている。

第 1 点は、委託センター事務処理がなんと驚くことに 3 世代前のホスト機設置型³¹で選挙データの基である「会員管理データベース」が運用されている事である。「ムーアの法則」では CPU チップ能力は 5 年で倍の性能になる時代である。JARL が機械化スタートからそのままのホスト機スタイルの時代がかった古典的設計をそのまま踏襲し、それらに縛られて根本的的制度やデータ収集方法の改良、事務改良を行っていない。

第 2 点は、JARL 側にシステム担当者が不在であり、システム業務の執行役もない。そして委託センターへの事務委託は「丸投げ」方式で業務要求書やシステム設計仕様書すら事務局は持っていない。まして、システム問題はイニシアティブが完全に相手側にあり「会員システム」は完全にロックインされた状態³²である。このような状態になってしまったので、JARL 要望時の即時対応は難しい。

第 3 点は、委託センターである TSS 株式会社は、アマチュア無線機の保証業務を独占する企業でありアマチュア局開設や機械増設する人々の無線機の大半を扱うので利益相反企業である。また JARD³³は国家試験の全国受験講習会の実施窓口としているが、会長職は JARL 会長が兼任し、職員は全て非常勤で JARL 理事退役後の指定席であった構造で JARL 関連企業としての癒着状態が続いた。

このような観点からシステムを眺めると新業務を起こすときガバナンス確保に苦悩する。

これら委託システム全体の印象が重い足枷になったのは認められるが、一方、機械処理の工夫で抜本的改革までの間はそれを乗り越える術を現場は持たねばならない。それは現在のシステムを機能別に分離し 4 頁図 2 の代替案を模索すればよい。いとも簡単に目的達成が出来る。

これは選挙が社員選挙と理事候補選挙の年 2 回であり、しかも最終デット日が限定されているので会員マスターから呼出符号と会費有効期間の 2 項目のみ抽出し、それを使えば前述のように十分可能であると認められる。(但し投票用紙の印刷、宛名作成、封書封入などの作業は従来通り必要である)。

本件のようなシステムの簡単な代替案があるに係わらず、理事役員は針小棒大に捉え「選挙準備に 10 ヶ月かかる、その費用は高額になる・・・！」³⁴は脅し文句であり、会員台帳の調製を怠っている。

このように本件選挙瑕疵の主要因は当事者能力不足にある。また、その当事者を「選挙」が生んでいるのだ。

以上

³⁰ 参考＜一般社団に関する法律：第四款理事、業務の執行 3-三＞ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備。

³¹ 昭和 59 年 12 月 12 日契約

³² 発注者側に責任者がいなく丸投げ形式で永年相手企業に委託すると、自分の業務知識は受託者側に移ってシステム仕様や課題判断の基軸が分からなくなる。保守作業や価格交渉は完全に受託側に牛耳られる状態、委託者は従属的立場に変わり高価な委託料になるも泣き泣き従わざる得ない状態を指す。

³³ JARD: The Japan Amateur Radio Development Association. 一般財団法人日本アマチュア無線振興協会

³⁴ 本意見書 13 頁 別添資料(2) 第 2 回社員総会 H25 年 6 月 16 日： 梶内日野岳氏答弁の項

別添資料(1)

別表1: 正員の条件とデータの質

データの質 データ収集法	条件①	条件②	条件③	条件④	条件⑤	<備考> データ信頼性向上策
本人からの 届出方式	届出後の登録情報の本人確認に依拠	届出後の登録情報の本人確認に依拠	免許復活者であるが条件①の与件は確認不可	JARL の勝手規則で、退会届や会員資格変更通知	当然の与件を満たせば申告を信用して構築する方式	JARL データベースの正当性証明は、内部相互のデータ照合に依存する。
総務省「公開データ」利用法	呼出符号で照合可能	免許期間表示あり	不知	不知	判断は利用者側の基準による	呼出符号別、免許毎に有効期間のデータが公開されている

※参照 条件①～⑤の項目は、1 頁命題 I の項

別表2: 実証モデルのダウンロード作業の実測測定

I. 測定環境

- ・回線状況 Itscom 光ケーブル 100MBS→室内無線 LAN 接続 (Bufflo AirStation WLI-U2-G54HP)
- ・使用パソコン機 SONY PCG-GRT55F/B Windows XP SP3 CPUx386Mod2 1GB
- ・使用ソフト IE 8 EXCEL2007 Version12.0(Link 自動更新セット)

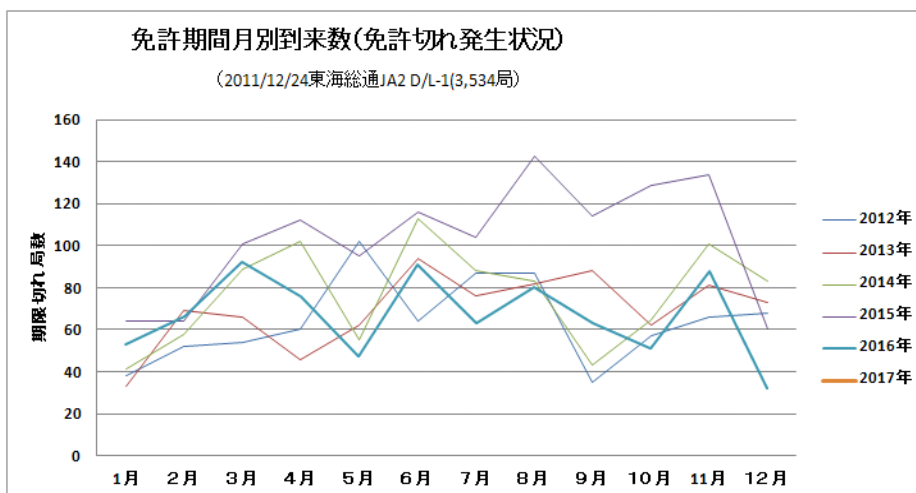
II. ダウンロード方法

- ・手作業でブラウザ操作の場合：ブラウザ起動→総務省ページ検索入力→D/L→Excel 貼付け

↑
ハンドリング作業が太宗である。D/L は、約 10～15 秒/500 局

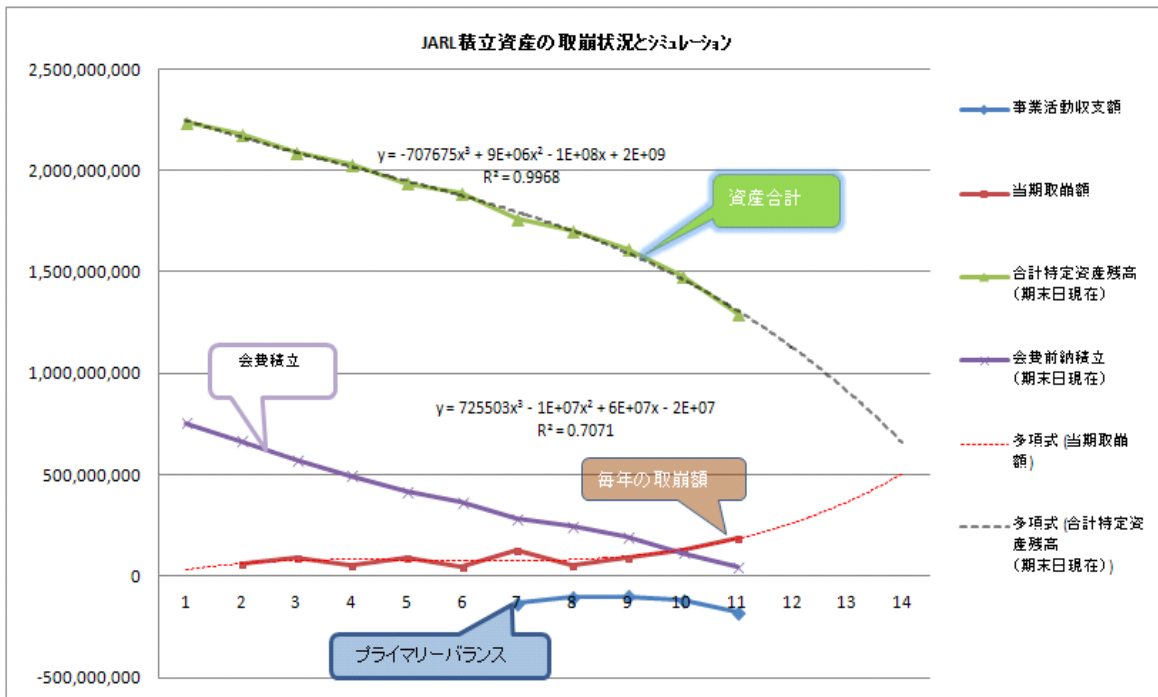
- ・ブラウザ操作自動化の場合：ブラウザ入力から D/L しそのまま Excel へ転送まで全て自動運行が出来る。市販の Script ソフト組み込みが有効。ハンドリングが大幅削減可能。
全国 37 万件 D/L で、約 4～6 時間/PC。

別図1: 免許切れ月別発生件数状況



免許の到来期限月（免許切れ）はこの様に毎月ほぼ均等に発生している。（1月、12月は日祭日休日の影響と思われる）

別図2: 資産取崩し財務状況



(※各年度 JARL 決算報告書より 2012◎JA2ANX)

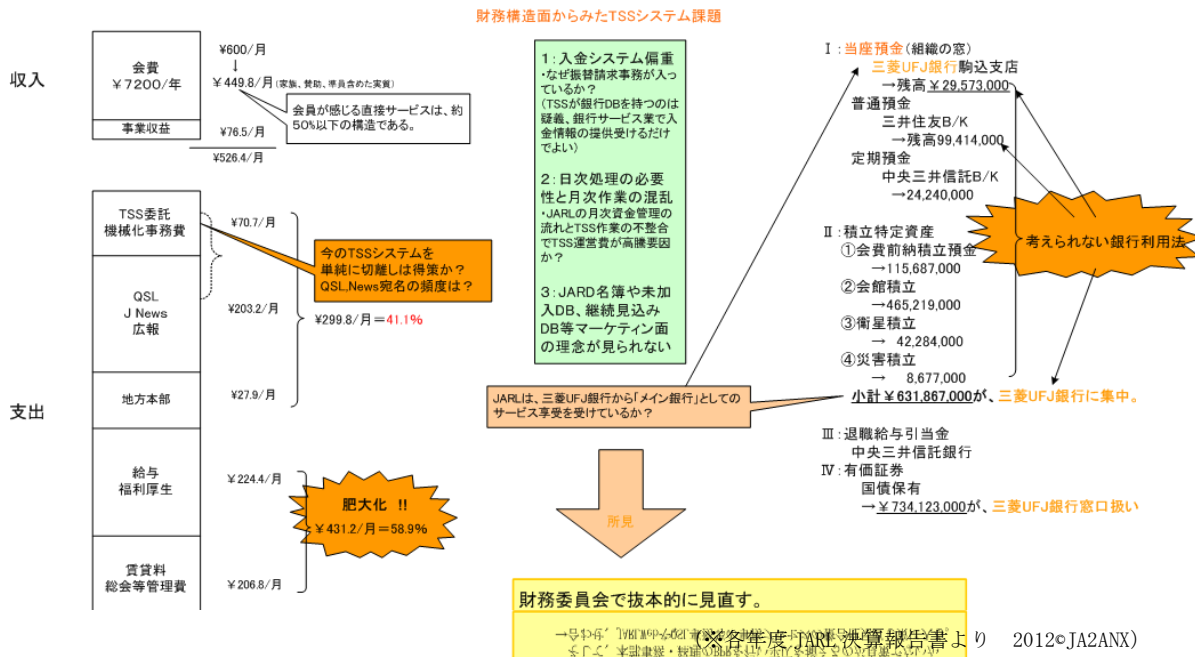
別図3: 財務的課題から眺めた外部委託センターの課題

2: 財務構造面から眺めたTSSシステムの課題

BY:平成22年3月31日(平21年度)決算-ANX

会員1人当たり支出面より考察
(平21決算、実質会員数6.5万人で概算)

取引銀行面より考察



別添資料(2) 総会・社員会における選挙疑義についての質疑応答篇

<総会>

- ①平成 16 年 5 月 23 日³⁵ 原告の「どういう方が准員になっているか」との質問で、専務理事は「これは終身会員の方だけでなく、年ごとに会費をお支払いいただいている方も含めて、全部調査してコールサインが確認できない方に准員に移行していただきました」と答弁している。この時点いわゆる平成 15 年度決算値の基となる正員数は、16 年 3 月 7 日現在の 80,702 名であり、会計決算発表ではコールサインの確認ができない人は正員から除外されている事を認識している。
- ②平成 16 年 5 月 23 日原告の「いわゆる終身会員の方で、免許切れになった方が准員になると、自動的に准員になるのか。准員になるために、あらためて費用をはらうのか」の質問に対し、専務理事答弁は「前納会員は、そのまま費用を払わず准員になります」と答弁した。
- ③これは、そのまま会員資格名が准員になる事を示し、その時点でコールサインがあれば資格を移動させた証であり、准員になっても総務省免許は 5 年間で免許更新しない限りコールサインは無くなるわけだから、①のコールサインを認識するか、または会員からの届出があったか無かったか（これは申出がない限り前納会員全員に問う方式は経済的にも時間的にも合理的手段でないので、唯一最新データは総務省の情報開示データである）は、随時会員台帳を適切に最新状態に保たねばならないので必須の作業である。毎年少なくとも 3 月 7 日現在で准員が昨年度のデータのままでないか？を「確定」しなければならないことである。
- また、同様な質問を
- ④平成 17 年 5 月 29 日³⁶ 原告の質問「免許を切らした、いわゆる終身会員は何名いるか。終身会員は、以前 25,500 人と資料をいただいていたが、うち免許を切らした准員は何名なのか」に対し専務理事答弁は「前納会員とよんでおりますが、合計は 24,832 名と 5 月 7 日現在となっております。准員は 2,847 名です。全体で 4,240 名ですから半数以上です」と答弁している。
- これは、決算数値の 3 月 7 日現在から 5 月 7 日現在の 2 ヶ月で免許切れ准員の数値を確定している。この間に准員に対し「免許切れの問合わせやアンケート」を行っていないので、何らかの方法手段で行えば可能である（免許切れを会員の届義務があるが、届出が実体的に 2 ヶ月間で半数動いたとは全く合理的な確定作業値とはならない：2/12 が推定値として有効なはずである）ことを示している。
- ⑤平成 17 年 5 月 29 日 原告は「准員は 4,285 名なのに准員収入会費が 48 万となっている。単純に会費 7,200 円とすれば、千五、六百名分にしかならない。その理由はなにか。(以下省略)」の質問に対し、専務理事は「准員の数と会費収入の件ですが、准員に免許のない会員を正員から移した中に、かなりの方の終身会員の方が含まれているということです。会費も、准員となった方は准員に移っていますので、そうした事情で少なくなっています」と答弁した。
- ⑥その後、決算の都度、理事会や総会で毎年、会員数変化によるこの問題を検討している³⁷。

このように、専務理事は本件選挙がある約 9 年ほど以前からこの問題は財務・会計に直接的に影響することであり、重要な経営基盤指標としていることを認識していた。

³⁵ 甲意見書 7 号証 第 46 回通常総会議事録(社団法人日本アマチュア無線連盟) 平成 16 年 5 月 23 日

³⁶ 甲意見書 8 号証 第 47 回通常総会議事録(社団法人日本アマチュア無線連盟) 平成 17 年 5 月 29 日

³⁷ 甲意見書 2 号証 平成 25 年 2 月 23 日 第 10 回理事会業務報告「資料 2」4.会員数について

にもかかわらず、従来は有効と思われた「本人届出制度」の実効性問題が拡大して破綻を来たしたのに、選挙人名簿を是とする発想から脱却できていない。今や他組織の選挙人選定の方法を思慮し導入すべきである。

JARL が、選挙5条件のなかで免許切れかどうかの判断が選挙人資格の大きな要素としている以上、その理念を生かし合理的制度を導入すべきである。

専務理事である日野岳氏は、第2回社員総会で次のように答弁を行った。³⁸

第2回社員総会 H25年6月16日

<日野岳専務理事答弁>

1：局免許切れの関係の調査結果におきましては、「選挙権のない人に投票用紙が行ったのでないか？」これについては、選挙権調査につきましては常時免許情報が総務省データが変わるので一度データ入手してから、また半年位おいてその後に再度またデータを入手してそれを突き合せてから免許確認を行う必要がある。従って全部の作業が終わるのは通算で10ヶ月位かかってしまうということでございます。

理事選挙や通常選挙の間などが複層してしまう時期は、なかなかこのような調査が出来ないので実態でご座いまして、その辺りをご理解いただきたい。

今度の選挙制度は、この辺のところは見直し検討を行ってゆきたい。

(※注 文中下線は、意見者が挿入)

何故、半年おいてそのデータを突き合せねばならないか、全く論理的に誤っている根拠のない答弁である。確かに総務省開示データのデータ更新がなされているが、それは2週間毎に更新されている。しかも選挙条件である免許切れかどうかは指定日設定すれば失効になっているか継続され有効かは1度の検索ですぐわかる。各局毎に6ヶ月の経過をおいて再度突合をする対象データは何と何かを突合するか錯誤をしている。そんなことをしたらまた会員の会費有効期間が変わり、永久に精査できないことになる。

6ヶ月経過して再び免許切れを突合する理論的根拠がない。だから選挙というものは、ある日時点を区切ってその日現在で締切り選挙人決定をせねばならない。

免許切れは36.7万局で毎日発生しているが呼出符号に該当する正員は5年で1回の免許切れで、皆そのために事前継続を申請して免許切れを無くそうと手続きをしている。会費切れは原則1年に1回期限切れが到来するのである。

どうしても準備作業に10ヶ月必要というならば、その根拠の求釈明を求める。

この答弁のように準備期間を約10ヶ月の前提として(社団法人時代の正員資格は会費延滞でも6ヶ月免除で正員復帰できる規定であった。委託先のプログラムがそうであったかもしれないがそれは免許切れと関係ない。現行の正員資格は会費延納すれば即資格がなくなるのである)この旧来方式を恣意的な混乱錯誤の解説し次回選挙を強行するならば、論理的にも破綻をきたすことになる。

JARL 運営の根幹的重要な意思決定機能の中枢部を決めるのであるから、選挙人資格の正当性を十分確保すべきである

38 甲意見書9号証 平成25年6月16日「第2回社員総会」録音「理事選挙_00_01 専務理事」 mp3 より